

秩父広域市町村圏組合一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務の
総合評価方式による制限付き一般競争入札説明書

1 入札概要

(1) 業務委託名

①秩父広域市町村圏組合一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託
《秩父市吉田地区・大滝地区・荒川地区、横瀬町、皆野町、長瀬町、
小鹿野町区域》

②秩父広域市町村圏組合一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託
《秩父市（吉田地区・大滝地区・荒川地区を除く。）区域》

※入札参加については、一者につき一業務委託にしか参加できない。

(2) 入札書提出期限

平成30年3月5日～3月8日正午まで

(3) 入札書提出場所

〒368-0002 埼玉県秩父市栃谷 1477 番地

秩父広域市町村圏組合管理課（秩父クリーンセンター3階）

※入札の場所は変更する場合がある。変更した場合は、入札参加予定者に通知する。

(4) 業務内容

①秩父広域市町村圏組合一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託仕様書
《秩父市吉田地区・大滝地区・荒川地区、横瀬町、皆野町、長瀬町、
小鹿野町区域》のとおり

②秩父広域市町村圏組合一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託仕様書
《秩父市（吉田地区・大滝地区・荒川地区を除く。）区域》のとおり

(5) 契約期間

平成30年度の業務委託期間は、平成30年10月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、平成31年度から1年度ごとに更新することができる。更新は、最長4年とする。

2 参加資格

本事業の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下

「法」という。) 第6条の2第2項、同法施行令(昭和46年政令第300号)第4条及び同法施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条の2に規定する基準に適合していること。

- (3) 法第7条の3、第7条の4、第19条の3及び第19条の4の規定による処分を受けていないこと。
- (4) 秩父広域市町村圏組合(以下「組合」という。)構成市町税等を完納している者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続き開始がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者については、更生手続き開始の申立てをされなかった者と見なす。
- (6) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を有すること。
- (7) 組合構成市町内に本社事業所を有し、業務委託を遂行するに足りる財政的基礎として、資本金1千万円以上の法人とする。
- (8) 秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例施行規則(平成8年規則第2号。以下「規則」という。)第14条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受け、当組合処理施設への搬入業務実績が3年以上であること。
- (9) 業務委託の開始2ヶ月前までに受託業務に必要な知識を有する人員を確保できる者であること。
- (10) 業務委託の開始1ヶ月前までに受託業務に必要な収集車両、車両の保管施設、洗車場及びその他予備人員、予備車両等を確保することができる者であること。
- (11) 業務委託の開始1ヶ月前までに受託業務区域の収集計画書、収集ルート図を作成し、組合に提出できる者であること。

3 総合評価方法

総合評価方法は、総合評価型制限付き一般競争入札とし、政令第167条の10の2第4項の規定に基づき、学識経験を有する者の意見を聞くために秩父広域市町村圏組合一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務の総合評価方式による制限付き一般競争入札実施委員会(以下「実施委員会」という。)を設置する。

実施委員会では、第一次審査(参加資格の確認)後、第二次審査において

提案書の評価及び入札価格を得点化し、落札者決定基準に基づき総合的かつ相対的に評価をし、落札候補者の特定を行い、その後、準備期間内において業務の履行ができると判断された場合、落札者とする。

4 審査方法

実施委員会による審査は、原則として非公開とする。

総合評価の方法は、下記評価項目の提案書及び入札価格を得点化した総合評価方式とする。なお、提出された提案書の内容について不明な点がある場合は聞き取り調査を実施する場合がある。

《評価基準》

評 価 項 目	配 点
① 会社概要等適格性について	10%
② 収集運搬に係る事業計画について	15%
③ 収集員の確保計画や教育方針等について	15%
④ 車両・施設整備計画について	15%
⑤ 収集・運搬・搬入等実績について（過去3年間）	45%
計	100%

5 実施委員会

選出区分	人数
学識経験者（埼玉県）	1人
学識経験者（組合構成市町） 秩父市、横瀬町、皆野町、 長瀬町、小鹿野町	各1人
秩父広域市町村圏組合	3人
合 計	9人

6 スケジュール

① 公告

平成30年1月22日（月）

② 質問締切

平成30年1月26日（金）

③ 質問回答

平成30年2月1日（木）予定

④参加資格申請書提出締切

平成30年2月6日（火）

⑤提案書提出要請

平成30年2月14日（水）予定

⑥提案書提出締切

平成30年2月27日（火）

⑦入札書提出期限

平成30年3月5日～8日正午まで

⑧落札候補者公表

平成30年3月中旬予定

⑨落札者決定の公表

平成30年9月下旬予定

7 最低制限価格

設定する。（予定価格の85%）

8 予定価格

入札執行後に公表する。

9 入札参加の方法

入札に参加を希望する者は、秩父広域市町村圏組合一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務の総合評価方式による制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号-1、様式第1号-2）（以下「審査申請書」という。）及び添付書類、その他必要と認める資料を持参する。また、提出された審査申請書及び資料は返却しない。

なお、入札参加については、一者につき一業務委託にしか参加できないものとする。

（1）審査申請書の提出方法

①提出場所

〒368-0002 埼玉県秩父市栃谷 1477 番地

秩父広域市町村圏組合 業務課

②受付期間

平成30年1月22日（月）から平成30年2月6日（火）

午前8時30分から午後5時15分（土曜日、日曜日を除く）

③提出部数

1部（A4サイズ）

（2）添付書類

- ①定款及び登記簿謄本の写し
- ②納税証明書
- ③決算書（直近決算期の写し）
- ④貨物運送事業許可証写し

（3）審査申請書の不受理

明らかに入札参加資格がないと認められるときは、審査申請書は受理しないものとする。

（4）入札参加資格の審査結果通知

審査結果は、平成30年2月14日（水）までに通知（様式第2号）を予定している。

なお、入札参加資格がない旨の審査結果を受けた者は、平成30年2月21日（水）午後5時15分までに、業務課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

（5）質問等

①質問は、質問書（様式第3号）による。

②受付日時

平成30年1月26日（金）までに、質問書を電子メール、FAX及び持参にて業務課に提出すること。

③質問に対する回答日時

平成30年2月1日（木）（予定）に組合ホームページに掲載する。

（6）提案書等の提出

提案書の提出依頼を受けた者は、以下のとおり提出するものとする。

なお、提出期限までに提案書等の提出が無い場合は、入札に参加することができないものとする。

①提案書類

会社概要（様式第4号）及び提案書（様式第5号－1から7）による。

提案書は、基本方針ごとにA4サイズ2枚程度とする。

②書類の姿

1) 文字は横書きとし、文字サイズは10.5～12ptとする。

2) 左側をホチキスで2点留めとする。

③提出場所

秩父広域市町村圏組合 業務課

④提出期限

平成30年2月27日（火）午後5時15分

⑤提出部数

13部（A4サイズ）

10 入札保証金

免除する。

11 契約保証金

免除する。

12 入札に係る書類

- ・様式第6号－1 入札書
- ・様式第6号－2 入札書
- ・様式第7号 入札内訳書
- ・様式第8号 入札辞退届

13 入札に関する注意事項

- (1) 入札書は、定められた日時及び場所に持参又は郵送にて提出すること。
- (2) 入札参加する者の数が1人であっても、入札は執行する。
- (3) 入札に当たっては指定の入札書に入札事項を記入の上、記名、押印した後、割り印をした封筒にて提出すること。
- (4) 再度入札は1回までとする。この場合、初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。
- (5) 最低制限価格を下回った入札をした者は、再度入札には参加できない。
- (6) 入札金額は平成30年10月1日から平成31年3月31日までの6ヶ月間の合計金額とする。
- (7) 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札書とともに積算内容のわかる内訳書を提出すること。
- (9) 入札参加者は、入札後、この公告、仕様書、現場等についての不明を理

由として、異議を申し立てることはできない。

14 契約の締結及び落札失効

- (1) 組合契約規則（平成24年規則第8号）第17条に該当するとき。
- (2) 落札の決定があった後に、落札者の入札が条件に違反して無効となったときは、落札者の決定は失効することとする。

15 その他事項

- (1) 入札に際し談合情報があった場合、次のとおり扱うことがある。
 - ① 談合情報があった場合、事情聴取、宣誓書の徴収並びに公正取引委員会への通報を行うことができる。
 - ② 入札談合の疑いがあると認められたときは、入札の執行を取りやめることができる。
 - ③ 契約締結後に、入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することができる。
- (2) 落札候補者決定後、前記2（参加資格）の（9）から（11）の項目を履行できない時は、落札候補者を取り消すことがある。
- (3) 10月1日の契約締結後、受託者が起因する収集運搬業務が履行できない状態が発生した場合、契約を解除するとともに規則第15条の規定により一般廃棄物処理業の許可を取り消すことがある。

16 問い合わせ先

〒368-0002 埼玉県秩父市栃谷 1477 番地

秩父広域市町村圏組合 業務課 担当者 千嶋、新船

TEL：0494-23-2489

FAX：0494-23-1236